

「消防活動支援性能のあり方検討会報告書(平成 18 年度)」の公表

平成 16 年 2 月に消防法施行令の一部が改正され、消防法施行令第 29 条の 4 に必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準が規定されました。

この一部改正により消防用設備等に求められる性能として火災の拡大を初期に抑制する性能（初期拡大抑制性能）、火災時に安全に避難することを支援する性能（避難安全支援性能）又は消防隊による活動を支援する性能（消防活動支援性能）が規定され、「通常用いられる消防用設備等」と同等以上であると認められる「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」を用いることができることとされたところです。

消防庁では、消防隊による活動を支援する性能の一つとして、消防法施行令第 28 条の規定に基づき設置することとされている排煙設備に代えて、加圧防煙設備を必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等として用いる場合の諸要件について整理することにより技術上の基準の検討を行っています。

この度、平成 18 年度報告書がとりまとめられたので公表します。

なお、平成 19 年度においても引き続き検討を実施することとしています。

○消防活動支援性能のあり方検討会報告書(平成 18 年度)